

介護保険負担限度額認定申請書

(宛先)松本市長

年 月 日

新規
更新

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定の申請をします。

フリガナ		個人番号												
被保険者氏名		被保険者番号												
生年月日	年 月 日													
住 所	〒 電話番号													
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税													
介護保険施設名称 (利用予定含む。)		入所等年月日	年 月 日											

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。	
配偶者に関する事項	フリガナ		
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒 電話番号	
	本年1月1日現在の住所 (現住所と異なる場合)		
	課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税	

※世帯分離している配偶者及び内縁関係の者も配偶者として記入してください。

収入等に関する申告	☐	生活保護受給者／市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
	☐	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円以下です。 (受給している年金に○をしてください。) ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
	☐	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額 80 万円を超え、120 万円以下です。 (受給している年金に○をしてください。)
	☐	市町村民税世帯非課税者であって課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計が年額 120 万円を超えます。 (受給している年金に○をしてください。)

預貯金等に関する申告	預貯金額 (定期含む。)	有価証券 (評価概算額)	その他 (現金等)	出資金
本人	円	円	円	円
配偶者	円	円	円	円

申請者が本人の場合は、下記については記入不要です。

申請者名		日中連絡のつく 連絡先	
申請者住所	〒	本人との関係	

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、通帳等を複数所有している場合はその全てを記入し、写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

※裏面もあります

同意書

(宛先) 松本市長

松本市長が介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に対し、私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、松本市長の報告の要求に対し、銀行等が報告するに当たり、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

【本人】

住所

氏名

【配偶者】

住所

氏名

※配偶者がいる方は、配偶者の同意も必要です。

◎申請に必要なもの

- 申請書（同意書も記入）
- 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、保険証等）
- 預貯金等が分かる資料（普通預金・定期預金の通帳の写し）
 - ・通帳の口座情報が分かるページの写し（金融機関名、支店名、口座名義人の記載があるページ）
 - ・申請日から2か月前までの貯金残高が分かるページの写し（年金の振込履歴が分かる部分）
- 有価証券、出資金が分かる資料（お持ちの場合）
 - ・名義人、金融機関名、評価額又は出資額が分かる資料の写し

※配偶者がいる場合は配偶者の通帳の写しも必要です。

※通帳を複数保有している場合は、その全ての写しを添付してください。

市 記入欄(以下は記入しないでください。)

認定日	年 月 日	受付	入力	老人指導 主事	係長	課長
交付日	年 月 日					

預貯金額

本人 ☐ 非課税 世帯	円	+	配偶者 ☐ 非課税	円	=	円
--	---	---	-------------------------------------	---	---	---

☐ 承認 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日	第1段階	☐ 生活保護受給 ☐ 老齢福祉年金受給	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円
	第2段階	年金収入額＋合計所得金額 80 万円以下	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円
	第3段階①	年金収入額＋合計所得金額 80 万円超 120 万円以下	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円
	第3段階②	年金収入額＋合計所得金額 120 万円超	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円
	※段階を記入	2号被保険者	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円
☐ 却下	☐ 課税による(本人・配偶者・世帯員) ☐ 預貯金基準額超過		